

議案第40号

市道路線の認定及び廃止について

1 次の路線を市道として認定する。

路線名	起 終	点 点
都島区 第2017-01号線	都島区中野町5丁目1番の86地 同 区同 5丁目14番の2地	
淀川区 第2017-01号線	淀川区加島1丁目467番の16地 同 区同 1丁目472番の5地	
淀川区 第2017-02号線	淀川区加島1丁目467番の19地 同 区同 1丁目469番の7地	
阿倍野区 第2017-01号線	阿倍野区阿倍野筋1丁目1番の20地 同 区同 1丁目1番の20地	
阿倍野区 第2017-02号線	阿倍野区旭町2丁目5番の42地 同 区同 2丁目5番の42地	
阿倍野区 第2017-03号線	阿倍野区阿倍野筋3丁目60番の12地 同 区旭町2丁目5番の42地	
阿倍野区 第2017-04号線	阿倍野区阿倍野筋3丁目1番の10地 同 区同 3丁目1番の10地	
阿倍野区 第2017-05号線	阿倍野区旭町3丁目58番の4地 同 区同 3丁目58番の4地	

阿 倍 野 区 第2017-06号線	阿倍野区阿倍野筋 3 丁目60番の 8 地 同 区同 3 丁目60番の 8 地
阿 倍 野 区 第2017-07号線	阿倍野区阿倍野筋 3 丁目 1 番の 9 地 同 区同 3 丁目 1 番の 9 地
阿 倍 野 区 第2017-08号線	阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 3 番の 2 地 同 区同 1 丁目 3 番の 2 地
阿 倍 野 区 第2017-09号線	阿倍野区旭町 1 丁目 1 番の 5 地 同 区同 3 丁目 1 番の25地
阿 倍 野 区 第2017-10号線	阿倍野区旭町 1 丁目 3 番の 7 地 同 区同 3 丁目128番の 1 地
阿 倍 野 区 第2017-11号線	阿倍野区旭町 3 丁目43番の 5 地 同 区同 3 丁目43番の 5 地
阿 倍 野 区 第2017-12号線	阿倍野区旭町 1 丁目10番の19地 同 区同 1 丁目10番の17地
阿 倍 野 区 第2017-13号線	阿倍野区旭町 3 丁目58番の69地 同 区同 3 丁目58番の69地
平 野 区 第2017-01号線	平野区长吉出戸 2 丁目226番の 2 地先 同 区同 2 丁目233番の 1 地
平 野 区 第2017-02号線	平野区瓜破東 2 丁目720番地 同 区同 2 丁目725番地

2 次の市道路線の一部を廃止する。

路 線 名	区	間
阿 倍 野 区 第924-1号線	阿倍野区阿倍野筋1丁目44番地から 同 区旭町1丁目1番の7地まで	
阿 倍 野 区 第949号線	阿倍野区旭町3丁目58番の1地から 同 区阿倍野筋3丁目57番の2地まで	

3 次の市道路線を廃止する。

路 線 名	起 終	点 点
阿 倍 野 区 第893号線	阿倍野区旭町1丁目10番の17地 同 区同 1丁目45番の33地	
阿 倍 野 区 第907号線	阿倍野区旭町1丁目1番の7地 同 区同 2丁目115番地	
阿 倍 野 区 第924-2号線	阿倍野区旭町1丁目1番の5地 西成区山王2丁目56番の2地先	
阿 倍 野 区 第1094号線	阿倍野区旭町2丁目5番の42地 同 区阿倍野筋3丁目60番の4地	
阿 倍 野 区 第2486号線	阿倍野区阿倍野筋3丁目3番の4地 同 区旭町2丁目85番地	

平成29年 2 月 14 日 提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

都島区第2017-01号線ほか17路線を市道として認定し、阿倍野区第924-1号線ほか1路線の一部を廃止するとともに、阿倍野区第893号線ほか4路線を廃止するため、道路法第8条第2項及び同法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

道路法（抄）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 - 5 省 略

（路線の廃止又は変更）

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 省 略

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

参 考 図

凡 例



今回認定する路線



路線の廃止を行った部分

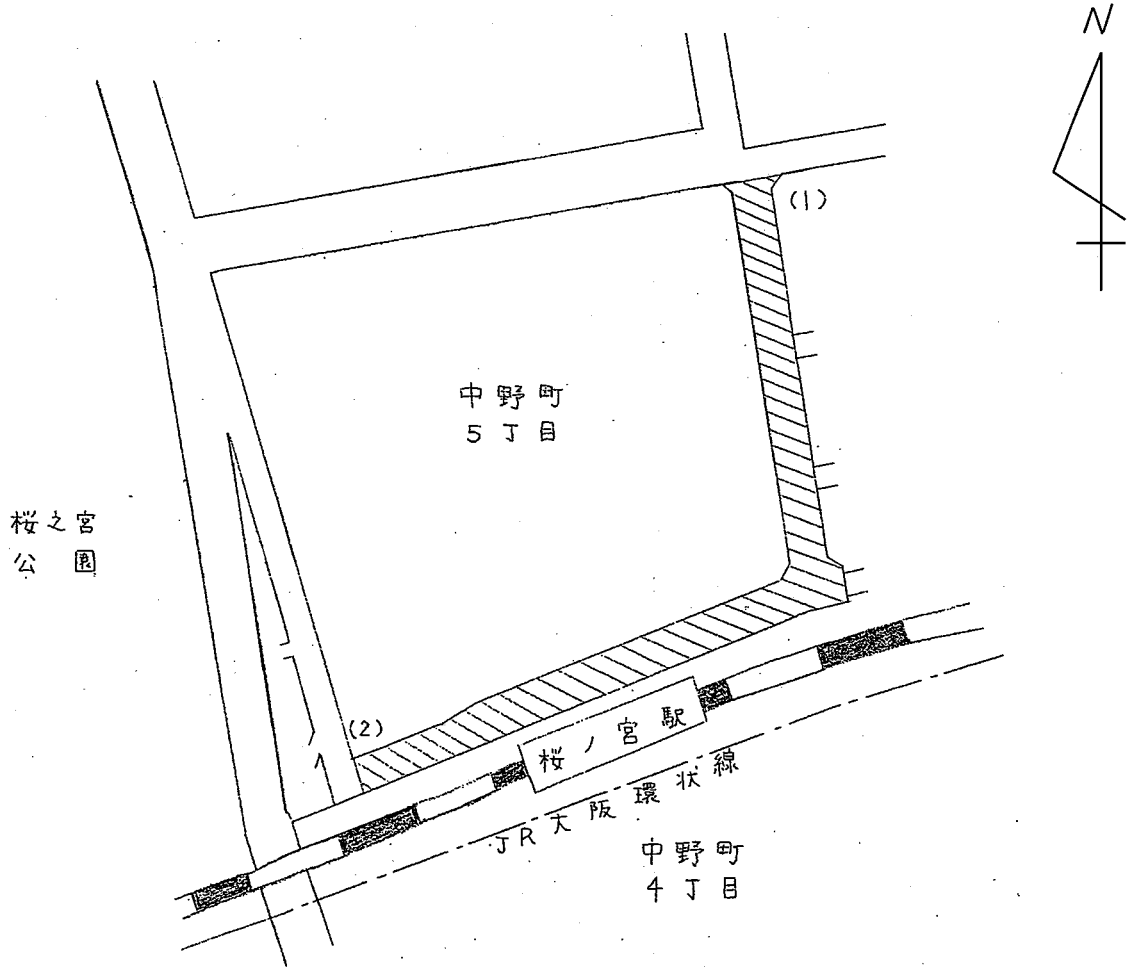


区 界



町 丁 界

(1) 都 島 区

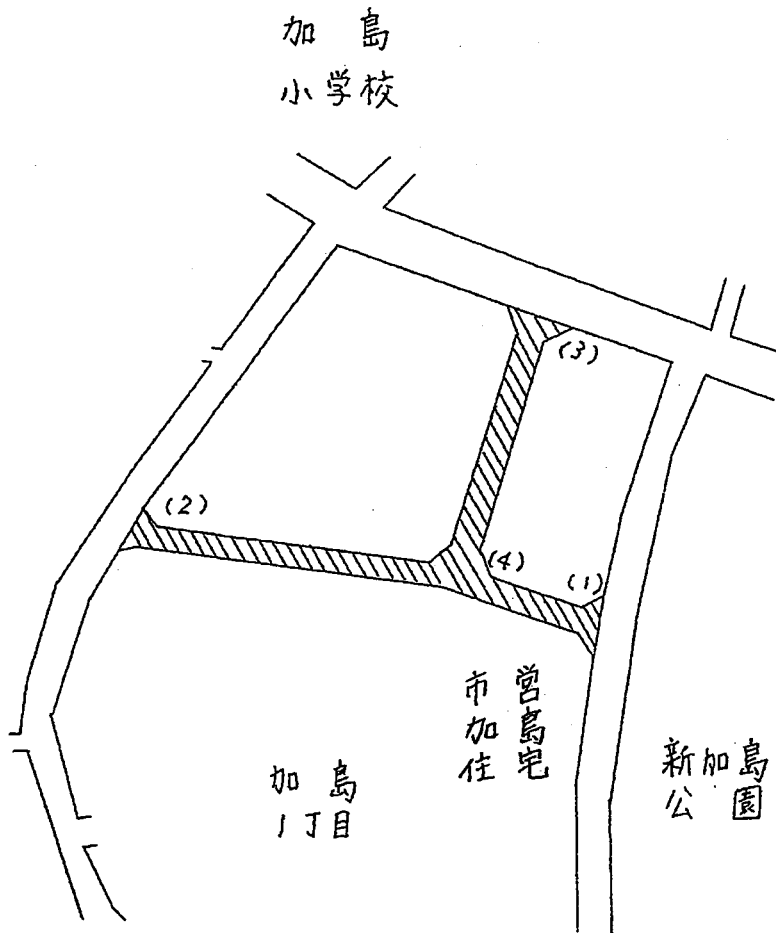


説 明

都島区第2017-01号線

(1) (2) 間

(2) 淀川区



説明

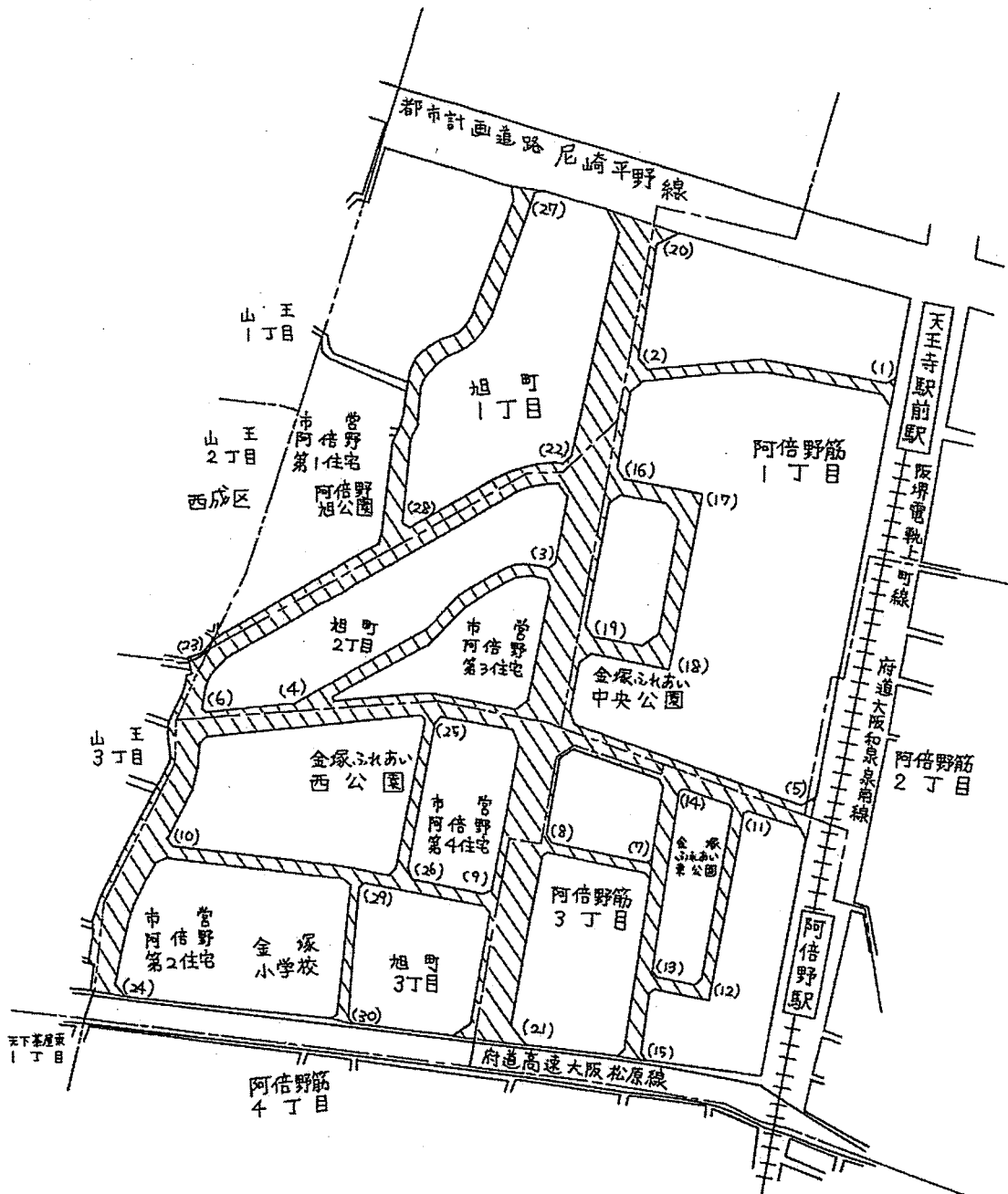
淀川区第2017-01号線

(1) (2)間

淀川区第2017-02号線

(3) (4)間

(3) 阿倍野区



説 明

阿倍野区第2017-01号線

(1) (2) 間

阿倍野区第2017-02号線

(3) (4) 間

阿倍野区第2017-03号線

(5) (6) 間

阿倍野区第2017-04号線

(7) (8) 間

阿倍野区第2017-05号線

(9) (10) 間

阿倍野区第2017-06号線

(11) (13) 間 [(12) を経る。]

阿倍野区第2017-07号線

(14) (15) 間

阿倍野区第2017-08号線

(16) (19) 間 [(17) (18) を経る。]

阿倍野区第2017-09号線

(20) (21) 間

阿倍野区第2017-10号線

(22) (24) 間 [(23) を経る。]

阿倍野区第2017-11号線

(25) (26) 間

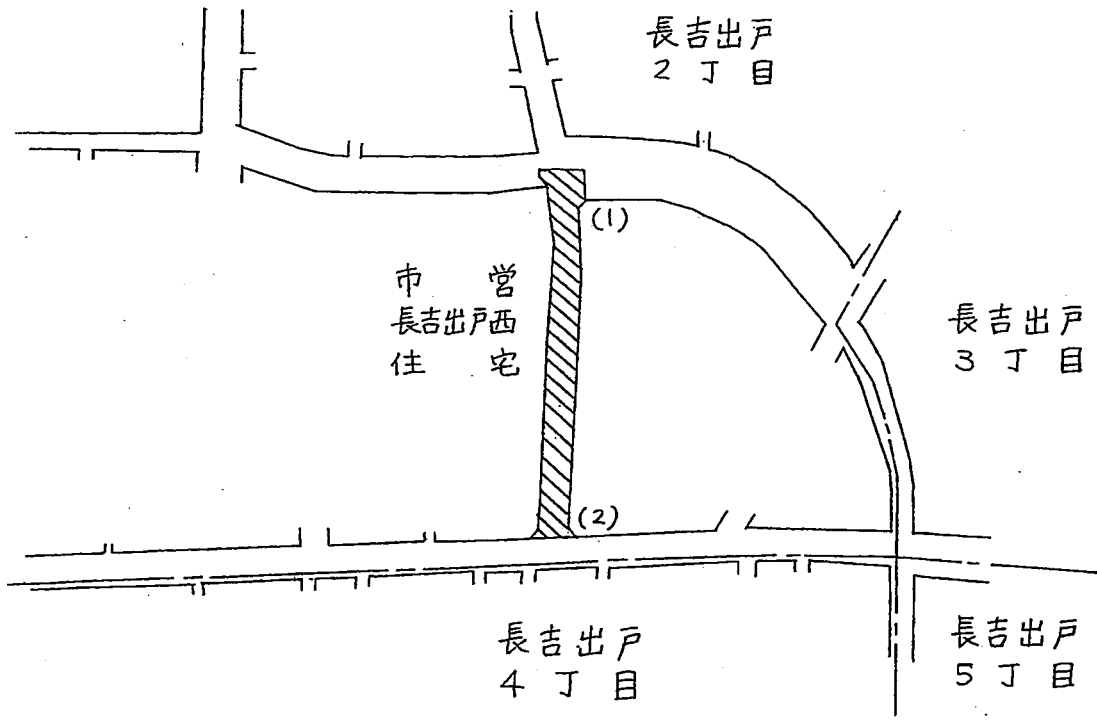
阿倍野区第2017-12号線

(27) (28) 間

阿倍野区第2017-13号線

(29) (30) 間

(4) 平野区

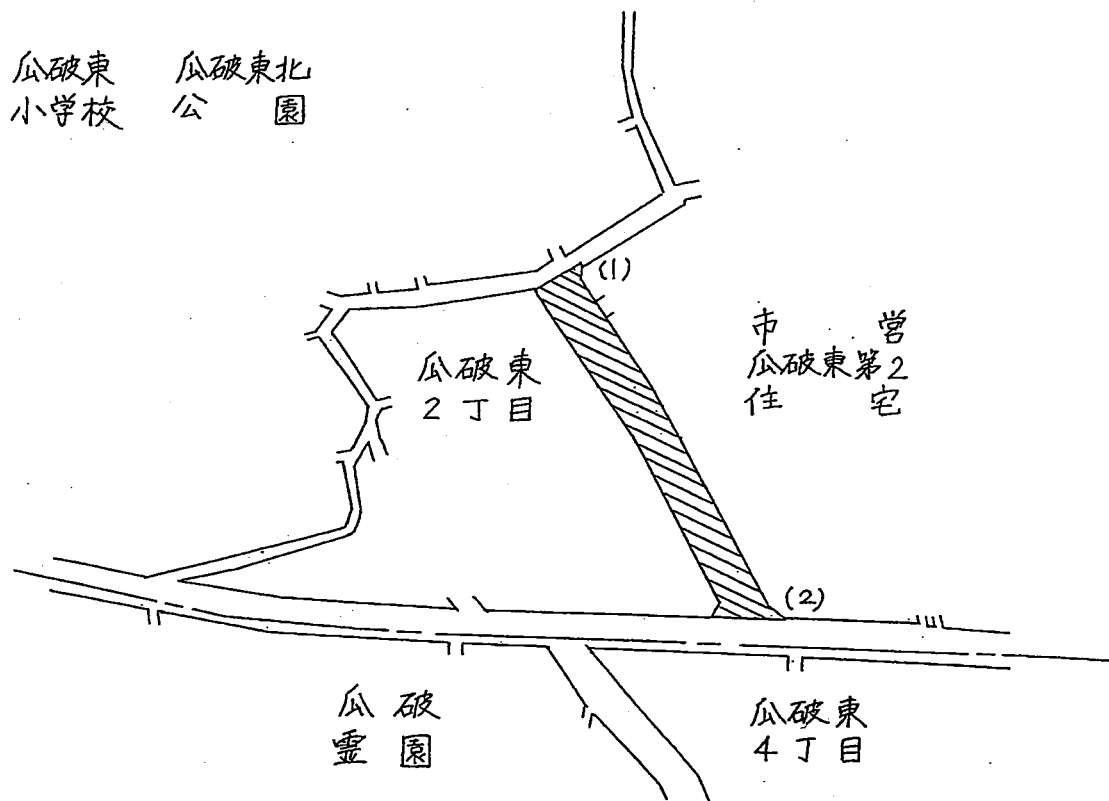


説 明

平野区第2017-01号線

(1) (2)間

(5) 平野区

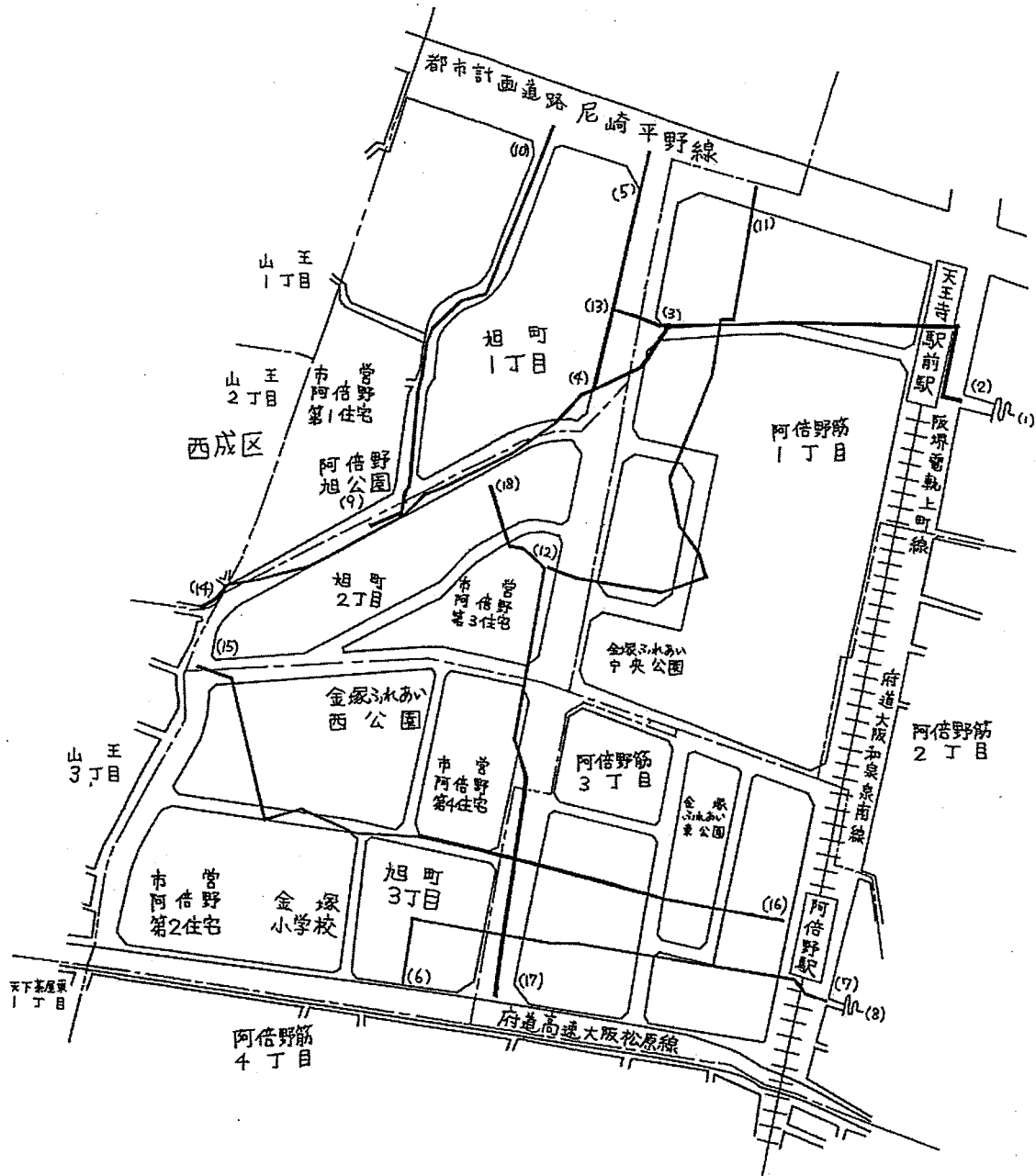
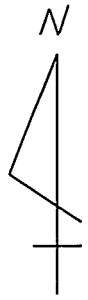


説明

平野区第2017-02号線

(1) (2)間

(6) 阿倍野区



説 明

阿倍野区第924-1号線

- (1) (5)間 [(3)(4)を経る。]のうち
- (2) (5)間 [(3)(4)を経る。]を廃止

阿倍野区第949号線

- (6) (8)間のうち
- (6) (7)間を廃止

阿倍野区第893号線

- (9) (10)間を廃止

阿倍野区第907号線

- (11) (12)間を廃止

阿倍野区第924-2号線

- (13) (14)間 [(3)(4)を経る。]を廃止

阿倍野区第1094号線

- (15) (16)間を廃止

阿倍野区第2486号線

- (17) (18)間を廃止